

## 新型コロナウイルス感染症対策に係るこれまでの振り返りや今後の取組について

令和 3 年 3 月 2 6 日 教育委員会事務局

## 1 新型コロナウイルス感染症に関する教育現場での主な対応(これまでの振り返り)

## (1)休校期間中(子どもとつながり、学びを止めないための取組)

## ①休校期間中の取組

- ・子どもたちとの繋がるための取組
  - ⇒子どもたちと繋がるために、できることは何でもする。
    - オンライン授業のモデル作成、情報発信。
    - 市内の全ての小中学校でのオンライン授業を実施。
- ・学習支援特別テレビ番組の制作、放映
  - ⇒学び残し部分等の学習支援や夏休み中の中学 3 年生向けの学力充実及び不安軽減を図る。

## ②休校期間中の取組の成果と課題

## 【成果】

- ・子ども同士の繋がり、教員と子どもの繋がりを持つことができた
- ・生活のリズムが崩れなかった
- ・不登校の子どもたちが、オンライン授業には参加出来た
  - ⇒令和元年度に不登校だった児童生徒のうち、約 4 割の児童生徒が、オンライン授業に参加（小学校 3 4 %、中学校 3 9 %）

## 【課題】

- ・学校間、教師間の教育 I C T スキルの差を埋めるための研修・支援
- ・家庭環境が厳しい子どもに対する福祉部門との連携、情報共有の仕組み

## (2)学校再開後の取組(学校教育活動と感染防止対策の両立)

### ①学校再開後の取組

- ・臨時休業等の取扱いを見直し  
⇒学校関係者の感染が確認された場合でも、保健所による接触状況の調査により、必要最低限の範囲での対応とするよう、取扱いを見直し。〈別紙2参照〉
- ・教育ICT環境の整備  
⇒小中学校への1人1台タブレット端末配備が令和3年1月に完了。市立高校の1人1台学習用端末配備も3月に完了予定。
- ・不登校や出席停止などで学校に登校できない子供に対して、授業をライブ配信
- ・学校行事等については、感染防止対策を図ったうえで、工夫して実施
- ・外部人材を活用して学校活動を支援  
⇒きめ細かな指導を行うための学習指導員、消毒作業を行うスクールサポートスタッフを全学校に配置して学校活動を支援。

### ②学校再開後の取組の成果と課題

#### 【成果】

- ・授業のライブ配信など、実施できるところから各学校で工夫して行い学びを継続。
- ・各学校でのICTを活用した授業実践内容を共有して、全体のレベルアップにつなげる（取組内容はTeamsでいつでも閲覧可能）
- ・教育ICTを活用して、学校活動等を工夫しながら実施  
⇒卒業式での歌唱禁止。事前にタブレットを使って歌声を録音、編集して卒業式当日に披露。
- ・校内の会議はタブレットを活用して密集を回避して実施。

#### 【課題】

- ・各教科指導において、感染防止対策を行い、ICT活用も含めた実施方法の工夫や代替活動の検討  
⇒体育や音楽、家庭科など、児童生徒が近距離で活動する授業の実施方法の工夫。

## 2 令和3年度以降の教育委員会の主な取組

- ・ 感染防止対策の徹底  
⇒ 文部科学省が策定した衛生管理マニュアルに基づくチェックリストの更新及び運用の徹底
- ・ ICT支援員の増員（令和2年度19名⇒令和3年度22名）  
⇒ 教員のICT活用スキルを向上させ、学校間、教員間のスキルの差を縮める。
- ・ 児童生徒の心のケア  
⇒ 新型コロナウイルス感染症に伴う児童生徒の心のケアなど、専門的なカウンセリングを行う時間を新たに確保（約3,000時間/年）

健康福祉局

## 保健所から教育現場に対する留意事項

- ・ 国立感染症研究所によると、変異株であっても、個人の基本的な感染予防策としては、従来と同様に、「三つの密」の回避、マスクの着用、手洗い等が推奨されています。引き続き文科省の示すガイドライン等に基づく基本的な感染防止対策の徹底をお願いしたい。
- ・ マウスシールドは感染症対策の効果が実証されていないため、学校現場においてはマウスシールドを使用せず、マスク着用と手洗い・手指消毒といった感染防止対策の徹底を引き続きお願いしたい。
- ・ 小学校においては、休憩時間や登下校時において児童の距離が近く、マスク着用が不完全になりがちであることから、ソーシャルディスタンスの確保とマスクエチケットおよび手洗い・手指消毒について、引き続き指導の徹底をお願いしたい。
- ・ 中学校においては、小学生に比べ、マスク着用など感染防止対策等は徹底されているが、居場所の切り替わり時が要因と考えられる感染（例えば、発声を伴うような部活動や狭い部室内でのマスクなしでの昼食や会話など）が確認されていることから、部活動時における感染防止対策について改めて指導をお願いしたい。

熊本市立学校関係者の感染確認状況

R3.3.24現在

1 感染確認者合計数

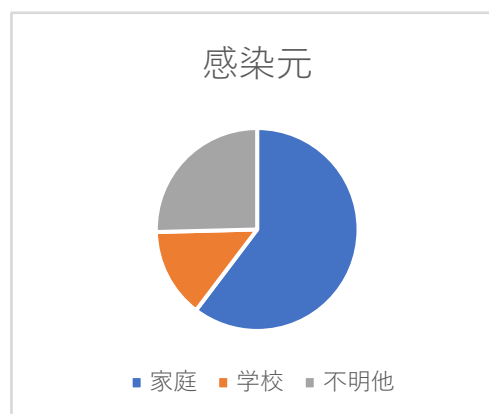
児童・生徒等	52	教職員	11
--------	----	-----	----

2 感染者確認学校数（実数）

小学校	23
中学校	16
高校	1
幼稚園	0
支援学校	0
専門学校	0

3 感染元（個人別）

家庭	38
学校	9
不明他	16



4 学校名公表

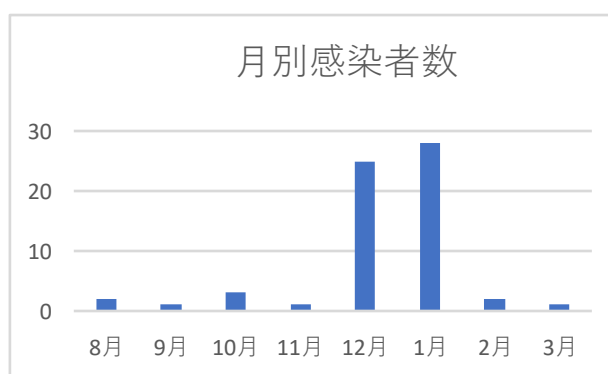
実数	21
----	----

5 休校等（授業日における終日の休校・学級閉鎖）

休校	7
学級閉鎖	1

6 月別感染者数

8月	2
9月	1
10月	3
11月	1
12月	25
1月	28
2月	2
3月	1



〈別紙2〉

教政発第 000517 号

令和3年（2021年）1月6日

各学校（園）長 様

熊本市教育長 遠藤 洋路

### 臨時休業等の取扱いの見直しについて（通知）

新型コロナウイルス感染症に関しては、現在、熊本市のリスクレベルは「レベル5 厳戒警報」であり、文部科学省からも改めて感染症対策の徹底について通知がなされたところで

す。  
このことを踏まえ、これまで令和2年（2020年）8月27日付け教政発第298号にて通知していた「3. 学校保健安全法第20条による臨時休業（学校の全部または一部）の措置とするもの。」及び「4. 臨時休業（学校の全部または一部）の期間」の取扱いについては、下記のとおり見直しましたので改めて通知します。

各学校（園）長におかれては、遺漏なきようご対応願います。

### 記

幼児・児童・生徒及び教職員（児童育成クラブ支援員を含む。）に新型コロナウイルス感染症の感染が確認された場合における、学校（園）の対応は次のとおりとする。

- 1 感染者が判明した当日は、原則として、十分な感染防止対策を講じたうえで学校教育活動を継続することとする。
- 2 保健所による学校関係者への接触状況の調査について
  - (1) 調査結果が調査の当日に判明した場合
    - ① 濃厚接触者または検査を受検する接触者がいない場合は、翌日以降も学校教育活動を継続する。
    - ② 濃厚接触者または検査を受検する接触者がいる場合は、翌日以降、検査対象者の行動範囲（「学級、部活動、児童育成クラブ及び登校班等をいう」以下同じ。）を閉鎖する。
  - (2) 調査結果が調査の当日に判明しなかった場合
    - ① 翌日以降、感染者の主たる行動範囲を閉鎖し、その後の調査結果で、濃厚接触者または検査を受検する接触者がいない場合は、閉鎖を解除する。
    - ② 調査結果で、濃厚接触者または検査を受検する接触者がいる場合は、翌々日以降、調査結果に応じて、検査対象者の行動範囲を閉鎖する。

- ③ 感染者が教職員（児童育成クラブ支援員を含む）の場合は、学校（園）の全部を休業とする。

3 保健所による学校関係者の濃厚接触者または接触者の PCR 検査の実施について

- (1) PCR 検査の結果、新たな感染者が判明した場合
- ① 保健所の見解を踏まえたうえで、改めて閉鎖の範囲を決定する。
- (2) PCR 検査の結果、全員が陰性であった場合
- ① 閉鎖を解除し、検査結果判明の翌日から全ての学校教育活動を再開する。

問い合わせ

- ・臨時休業に関すること  
健康教育課 328-2728
- ・児童育成クラブに関すること  
青少年教育課 328-2277
- ・その他  
教育政策課 328-2704